## 昭和34年(1959年)日本産業財産権法制の特許法·実用新案法間の 基本的枠組における出願構造の実態に関する研究(要約)(1)

一出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析を中心に一

## 会員 上田 育弘

#### 目 次

- 1. 問題提起
- 2. 昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特 許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日 までの法改正史的状況
  - (1) 法改正の概要 (第1図の説明を含む。)
  - (2) 出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至1995年)の概要(第2図の説明を含む。) —
  - (3) 日本国における特許及び実用新案の出願件数の推移 (1955年乃至1998年) (第3図の説明を含む。)
- 3. 出願大手企業の特許及び実用新案の出願件数の統計的解析
  - (1) 第1番目の表(第4図)の説明(第5図乃至第8図の説明を含む。)(図面(第1図乃至第8図)を含む。)

(今月号)

- (2) 第2番目の表(第9図)の説明 (以下次号以降)
- (3) 第3番目の表 (第10図) の説明
- (4) 第4番目の表 (第11図) の説明
- (5) 第5番目の表(第12図)の説明
- 4. 総括 ―上記表からの判明・推定事項
  - (1) 第1番目の表(第4図)からの判明・推定事項
  - (2) 第2番目の表 (第9図) からの判明・推定事項
  - (3) 第3番目の表(第10図)からの判明・推定事項
  - (4) 第4番目の表 (第11図) からの判明・推定事項
  - (5) 第5番目の表(第12図)からの判明・推定事項 (図面(第9図乃至第12図)を含む。)

#### 1. 問題提起

昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され、本年の平成16年(2004年)まで44年が経過している。この44年の間、種々の改正が行われてきたが、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、依然として維持されたままである。即ち、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、特許法における発明の水準を高い一定レベルに保ちつつ、中小企業や個人の創作意欲の減退を防止することを基本理念としつつ、この基本理念を達成するために、実用新案法における考

案は発明と異なり「高度性」の要件を必要とせず(実2条1項),この「高度性」の有無に対応させる形で考案の進歩性に関する規定に「きわめて」の用語を用いて特許法の場合よりも程度の低い考案でも実用新案登録してもよい(実3条2項)旨の基本的関係を内容とするものである。

上記昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組は、明らかにその前提として「主に大企業が特許出願を利用し、主に中小企業や個人が実用新案登録出願を利用する。」旨の実態を想定している。

しかし、上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され、いかなる実態が生じたであろうか。上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が想定している「主に大企業が特許出願を利用し、主に中小企業や個人が実用新案登録出願を利用する。」旨の実態が生じたであろうか。この実態が生じ、上記基本理念たる「特許法における発明の水準を高い一定レベルに保ちつつ、中小企業や個人の創作意欲の減退

#### \* (注記

本論文は、下記文献の要約に相当するものであるので、 各図における具体的な出願件数等の詳細は下記文献を参 照していただきたい。

・上田育弘著「昭和34年(1959年)日本産業財産権法制の特許法・実用新案法間の基本的枠組における出願構造の実態に関する研究ー出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析を中心に一」上田育弘発行(平成15年(2003年)1月31日初版発行)

上記タイトルを有する本は、初版及び第2版合わせて約1,000冊印刷し、国立国会図書館に2冊,特許庁資料室に20冊,日本弁理士会に4冊,日本知的財産協会の各会員に1冊,財団法人知的財産研究所に1冊,社団法人発明協会に1冊,東京大学総合図書館及び法学部図書館に各1冊,成蹊大学図書館に1冊,寄贈・贈呈させていただいております。

を防止する」ことが達成されたであろうか。上記特許 法・実用新案法間の基本的枠組,上記実態及び上記基 本理念の三者間の関係は当初の想定通りに有機的に機 能したであろうか。この点に関し,日本においては殆 ど研究成果が発表されていないのが実状である。

しかし、上記特許法・実用新案法間の基本的枠組が 昭和35年(1960年)から施行され本年(平成16年) (2004年)で44年を迎え、最近のインターネット技術の 発展等による高度情報通信ネットワーク社会の到来 に直面し、依然として約40年間も維持されている上記 昭和34年(1959年)改正時における特許法・実用新案 法間の基本的枠組は明らかに制度疲労に陥っており、 現在、上記高度情報通信ネットワーク社会に対応しうる 制度・基本的枠組へのパラダイム転換が強く求められて いる。

一方,平成14年(2002年),知的財産を国家戦略として位置づけ内閣府に知的財産戦略会議が設置され,知的財産戦略大綱が作成されその後知的財産基本法が制定されている。確かに,今日,日本国家を挙げて知的財産を国家戦略として取り組むことは日本国が採るべき道であり正しいことであろう。

しかし、上記知的財産戦略大綱が作成されその後知 的財産基本法が制定されるなかで最も重要な視点が大 きく抜け落ちている。即ち,上記特許法・実用新案法 間の基本的枠組が昭和35年(1960年)から施行され本 年(平成16年)(2004年)で44年を迎えるが、「この 約40年間の日本国特許庁の産業財産権行政の総括」が 大きく抜け落ちている。例えば、上記知的財産戦略大 綱において,「発明等の知的財産の創造-保護-活用と いうサイクルを回す」(以下、「知財サイクルを回す」 と略す。)点が強調されている。確かに、「知財サイク ルを回す」ことは重要である。ただ、よく考えてみれ ば、「知財サイクルを回す」ことは当たり前の言わずも がなのことである。そもそも「知財サイクルを回す」 ことは特許制度の原理と同一又は殆ど同じである。即 ち, 発明をした者に一定期間独占排他権たる特許権を 付与し特許権消滅後は一般大衆が自由に発明を実施す る制度を通じて,発明活動を活発にするとともに産業 発達に寄与する旨の特許制度の原理と同一又は殆ど同 じことを述べているにすぎない。つまり、上記特許制 度の原理中の「発明をした者」「発明活動を活発にする」 の文言が「創造」にあたり、上記特許制度の原理中の

「一定期間独占排他権たる特許権を付与」の文言が「保 護」にあたり、上記特許制度の原理中の「特許権消滅 後は一般大衆が自由に発明を実施」「産業発達に寄与」 の文言が「活用」に該当する。即ち、「知財サイクルを 回す」ことは特許制度の原理と殆ど同じ又は全く同じ ことである。100年以上の産業財産権制度の歴史を持 つ日本がこの21世紀においてなぜ「知財サイクルを回 す」旨の特許制度の原理自体を強調しなくてはならな いのか。この100年以上の産業財産権制度の歴史を持 つ産業財産権業界における我々は、歴史から学ぶ視点 がないのか。決してそうではなかろう。この昭和35 年(1960年)から施行された日本産業財産権制度にお ける特許法・実用新案法間の基本的枠組の約40年の歴 史・実態を踏まえて「知財サイクルを回す」旨の特許 制度の原理を強調することが意味をなさないことはな いのであろう。即ち、我々は、この昭和35年(1960 年)から施行された昭和34年(1959年)日本産業財産 権制度の特許法・実用新案法間の基本的枠組における 約40年の歴史・実態を踏まえて「知財サイクルを回す」 旨の特許制度の原理を強調する必要性を強く実感して いるのだと思う。これを逆に表現するなら、少なくと も、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法におけ る特許法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年 (1960年) から施行されて今日に至るまで,「知財サイ クルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能し ていない実態が多く観察されたことを我々は強く自覚 しているということである。では、なぜ、この約40年間 において「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理 が効率的には機能していない実態が多く観察されたの か,この点が全くと言っていいほど研究されておらず, 上記知的財産戦略大綱においても全く抜け落ちている 視点である。

しかし、なぜ、この約40年間において「知財サイクルを回す」旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態が多く観察されたのかを明確にすることは、高度情報通信ネットワーク社会に対応した日本産業財産権制度における特許法・実用新案法間の基本的枠組を構築しパラダイム転換が求められている今日、最も重要なことである。

そこで、本論文における研究では、上記なぜ、昭和 34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許 法・実用新案法間の基本的枠組が昭和35年(1960年) から施行されて今日に至るまで、「知財サイクルを回す」 旨の特許制度の原理が効率的には機能していない実態 が多く観察されたのかを明確にするために必要な基礎 資料を提示しつつ、この点に関する若干の私見を明確に しつつ「この約40年間の日本国特許庁の産業財産権行 政の総括」を若干なりとも試みてみたいと思う。

以下,昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正史的状況に極めて簡単に触れた後,特に,出願大手企業の特許・実用新案の出願件数の統計的解析に関する研究成果を中心に,この約40年間の特許法・実用新案法間の基本的枠組に関する出願構造の実態を明確にする。

## 2. 昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法に おける特許法・実用新案法間の基本的枠組が 施行されてから今日までの法改正史的状況

#### (1) 法改正の概要

昭和34年(1959年) 特許法・実用新案法改正

昭和35年(1960年) 特許法・実用新案法改正法の施行

昭和41年(1966年) 簡略審査制度導入のための特許

法・実用新案法改正の失敗

昭和44年(1969年) 特許法・実用新案法改正の失敗

昭和45年(1970年) 出願公開制度・出願審査請求制

度・拡大先願の導入

昭和50年(1975年) 多項制(実施態様項)の導入,

特許法に物質特許制度の導入

昭和53年(1978年) 特許協力条約施行に伴う改正

昭和60年(1985年) 国内優先権制度の導入

昭和62年(1987年) 改善多項制の導入

平成2年(1990年) 工業所有権に関する手続等の特

例に関する法律制定

平成5年(1993年) 補正の範囲の適正化, 実用新案

法に無審査登録主義を導入

平成6年(1994年) 特許法において出願公告制度の

廃止, 付与後異議申立制度の導入

平成7年(1995年) WTO・TRIPs 協定の施行

尚,第1図は、昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの上記法改正史的状況を簡単に図示したものである。

## (2) 出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至 1995年)の概要

昭和51年(1976年)

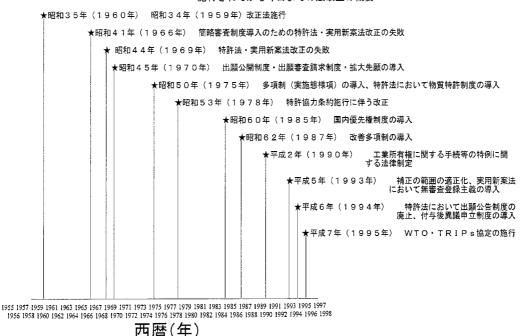
5月13日 特許庁顧問会議

5月18日 庁議決定(「出願・審査請求の適正化(特

許・実用新案) について」)

第1図

昭和34年(1959年)改正日本産業財産権法における特許法・実用新案法間の基本的枠組が施行されてから今日までの法改正の概要



5月24日 省議決定(同上)

6月22日 庁議決定(「特許・実用新案の出願・審査 請求適正化実施要領」)

7月16日乃至27日 長官・技監をはじめとする特許 庁幹部が,(社)日本鉄鋼連盟,(社)日本 産業機械工業会,日本化学工業協会,(社) 日本自動車工業会,(社)日本電子機械工 業会,(社)経済団体連合会等の業界団体 に趣旨を説明するとともに協力を要請。

8月乃至12月 出願上位20社にコンタクト

昭和52年(1977年) 第2回企業コンタクト(電気11 社,機械15社,鉄鋼4社,計30社)

昭和53年(1978年) 企業別コンタクト(改善が疑わ しい8社+新規4社,計12社)(6 業界)

昭和54年(1979年) 業界コンタクト(延べ164社)

- ・技術分野別コンタクト(15分野)(計133社)
- ・企業別コンタクト (計37社)

昭和55年(1980年) 業界コンタクト(延べ201社)

・企業別コンタクト

出願大手企業別コンタクト (9社)

業界別コンタクト(化学5社,光学4社,自動車13社,計3業種)

新規出願件数急増企業コンタクト(4社)

・技術分野別コンタクト(18分野)

昭和56年(1981年) 業界コンタクト(延べ246社)

- ・企業別コンタクト 出願大手企業別コンタクト (10社) 新規出願件数急増企業コンタクト (7社)
- ・技術分野別コンタクト(19分野)

昭和57年(1982年) 業界コンタクト(延べ237社)

- ・経済団体に対するコンタクト
- ・企業別コンタクト (20社)
- ・業種別コンタクト
- ・技術分野別コンタクト (20分野)
- ・弁理士コンタクト(5技術分野)

11月12日 特許庁・電機6社首脳の懇談会(いわゆるトップ懇談会(略して「トップ懇」ともいう。))が初めて開かれる。

昭和58年(1983年) 従来の施策に加え, 意匠の出願 についてのコンタクト, 商標の 出願についてのコンタクト及び 審判請求についてのコンタクト を開始し、行政の総合的な効率 化を図る。

トップ懇 (化学系 10社,自動車 12社,光学 8社, 電機 6社)

昭和59年(1984年) 従来の施策に加え、出願中堅の 企業を重点的に。ペーパーレス 計画始動、特許特別会計の創設。 トップ懇は開かれず。

昭和60年(1985年) トップ懇(化学5社,電機9社, 自動車・機械9社,電機6社)

昭和61年(1986年) トップ懇(電機8社,精密・電機等8社,鉄鋼・化学8社,輸送・機械9社)

昭和62年(1987年) トップ懇は開かれず。

昭和63年(1988年) トップ懇 (輸送・機械6社,機 械1社,電気6社,自動社5社, 電機9社,光学5社)

平成元年(1989年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々17社,17社,14社,18社, 機械1社)

平成2年(1990年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々15社,4社,2社)

平成3年(1991年) トップ懇 (電機9社,光学・電 気4社,光学1社,分野別に開催 せず3社,自動車・鉄・機械10 社,電気3社,電気1社)

平成4年(1992年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々19社,20社,12社)

平成5年(1993年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々18社,15社,20社)

平成6年(1994年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々21社,18社,18社)

平成7年(1995年) トップ懇 (分野別に開催せず 各々17社, 21社)

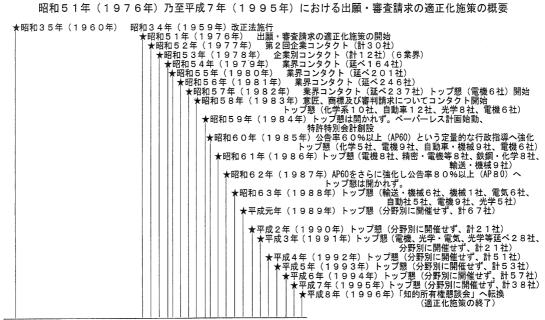
平成8年(1996年) 「知的所有権懇談会」へ転換(適 正化施策の終了)

尚,**第2図**は,出願・審査請求の適正化施策(1976年乃至1995年)の上記概要を簡単に示したものである。

上記トップ懇の開催状況は第7-2表に示す通りである。(特許庁編集,社団法人発明協会発行,平成7年3月30日発行「工業所有権制度この10年の歩み」257

#### 第2図

昭和51年(1976年)乃至平成7年(1995年)における出願・審査請求の適正化施策の概要



1955 1957 1959 1961 1963 1965 1967 1969 1971 1973 1975 1977 1979 1981 1983 1985 1987 1989 1991 1993 1995 1997 1956 1958 1960 1962 1964 1966 1968 1970 1972 1974 1976 1978 1980 1982 1984 1986 1988 1990 1992 1994 1996 1998

#### 西暦(年)

#### 第7-2表 トップ懇談会開催日

	昭和57年度		
	昭和57年11月12日份	電機6社	(ホテルオークラ)
	昭和58年度		
	昭和58年4月21日(水)	化学系10社	(通商産業省特別会議室)
	11月2日(水)	自動車12社	(竹橋会館)
	16日(水)	光学8社	(竹橋会館)
	12月15日(村)	電機6社	(竹橋会館)
	昭和59年度		
	昭和60年2月13日(水)	電機5社	(竹橋会館)
	4月2日(火)	鉄鋼5社	(竹橋会館)
,	昭和60年度		
	昭和60年10月31日(村)	光学5社	(竹橋会館)
	12月5日(木)	電機9社	(竹橋会館)
	12日(木)	自動車・機械9社	(竹橋会館)
	昭和61年1月22日(水)	電機 6 社	(竹橋会館)
	昭和61年度		
	昭和61年9月24日(水)	電機8社	(竹橋会館)
	10月 6 日(月)	精密・電機等 8 社	(全日空ホテル)
	11月13日(村)	鉄鋼・化学 8 社	(竹橋会館)
	19日(水)	輸送・機械9社	(竹橋会館)
1	昭和63年度		
1	昭和63年5月12日休	輸送・機械6社	(芝パークホテル)
	16日(月)	機械1社	(特許庁庁議室)
	17日(火)	電気6社	(芝パークホテル)
	24日(火)	自動車5社	(芝パークホテル)
	6月7日(火)	電機9社	(東海大学校友会館)
	23日休	光学 5 社	(芝パークホテル)
	平成元年度		
	平成元年7月19日休	分野毎に開催せず17社	(特許庁特別会議室)
	21日俭	分野毎に開催せず17社	(特許庁特別会議室)

平成元年7月25日火	分野毎に開催せず14社	(ロイヤルホテル)
28日金)	分野毎に開催せず18社	(特許庁特別会議室)
8月28日(月)	機械1社	(特許庁特別会議室)
平成2年度		
平成 2 年 7 月26日(木)	分野毎に開催せず15社	(特許庁特別会議室)
31日(火)	分野毎に開催せず4社	(特許庁特別会議室)
9月5日(水)	分野毎に開催せず 2 社	(特許庁長官室)
平成3年度		
平成3年9月6日份	電機9社	(特許庁特別会議室)
9 日(月)	光学・電気 4 社	(特許庁特別会議室)
11日(水)	光学1社	(特許庁特別会議室)
10月7日(月)	分野毎に開催せず 3 社	(特許庁特別会議室)
14日(月)	自動車・鉄・機械10社	(特許庁特別会議室)
28日(月)	電気3社	(特許庁庁議室)
29日(火)	電気1社	(特許庁長官室)
平成4年度		
平成 4 年 7 月 16日(木)	分野毎に開催せず19社	(特許庁特別会議室)
20日(月)	分野毎に開催せず20社	(特許庁特別会議室)
23日(木)	分野毎に開催せず12社	(ロイヤルホテル)
平成5年度		
平成 5 年10月 5 日火	分野毎に開催せず18社	(特許庁特別会議室)
7日(木)	分野毎に開催せず15社	(ロイヤルホテル)
13日(火)	分野毎に開催せず20社	(特許庁特別会議室)
平成6年度		
平成6年9月12日(月)	分野毎に開催せず21社	(特許庁特別会議室)
14日(水)	分野毎に開催せず18社	(特許庁特別会議室)
19日(月)	分野毎に開催せず18社	(ロイヤルホテル)
平成7年度		
平成7年2月6日(月)	分野毎に開催せず17社	(特許庁特別会議室)
8 日(水)	分野毎に開催せず21社	(特許庁特別会議室)

頁第 7-2 表の転載) (昭和 59 年(1984 年) と昭和 62 年 (1987 年) の 2 年間だけトップ懇が開催されていないのが特徴的である。)

# (3) 日本国における特許及び実用新案の出願件数の推移(1955年乃至1998年)

上記法改正及び行政指導等を背景にして、結果・実態としては、特許及び実用新案の出願件数は第3図に示される通りである。

第3図は、昭和30年(1955年)乃至平成10年(1998年)における日本国における特許及び実用新案の出願件数を図示した表である。

## 3. 出願大手企業の特許及び実用新案の出願件数 の統計的解析

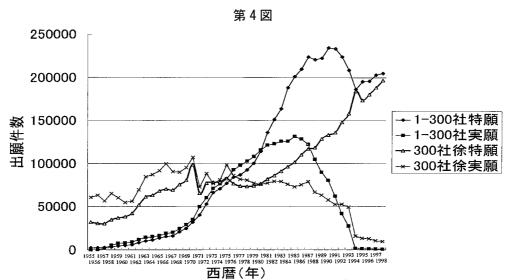
#### (1) 第1番目の表(第4図)の説明

第4図は、第3図における日本国全体の特許出願件

数及び実用新案登録出願件数を出願上位300社の出願人の合計出願件数とこれら出願上位300社を除くその他多数の出願人の合計出願件数とに分けて図示したものである。

本件研究においては、昭和62年(1987年)中に出願公開された実用新案登録出願件数は204,608件(特許協力条約に基づく公表、再公表も含む。)であるが、この公開件数の多い順に出願上位300社の出願人を選択している。具体的に、実用新案登録出願件数順に1社から300社までを並べると第5図乃至第8図のようになる。即ち、第5図は、上位1位社から上位90位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第6図は、上位91位社から上位180位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第7図は、上位181位社から上位270位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。第8図は、上位271位社から上位300位社までの出願人の社名と出願件数を示す図である。尚、





#### 第5図

順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数		出願人	出願件数
	三菱電機	6781	31	セイコーエプソン	832	61	川崎重工業	497
	三菱重工業	5925		日産デイーゼル工業	828	62	東海理化電機製作所	493
	日本電気	5186	33	キャノン	816		池田物産	473
	トヨタ自動車	4725	34	富士ゼロックス	779		井関農機	472
	東芝	4152	35	ナショナル住宅産業	767		村田製作所	469
6	日産自動車	3869	36	沖電気工業	763		市光工業	468
7	三洋電機	3860	37	ヤンマー農機	762		松下冷機	465
8	シャープ	3096		日本ラジエーター	729		ブラザー工業	464
9	松下電工	3030	39	セイレイ工業	708		昭和電線電機	454
10	三菱自動車工業	2717		日野自動車工業	699		ダイキン工業	447
	松下電器産業	2486		富士重工業	687		大日本印刷	445
12	本田技研工業	2355		吉野工業所	684		古河電気工業	444
13	久保田鉄工	2014		横河電機	675		日新電機	442
14	日立製作所	1921		いすゞ自動車	672		サンデン	419
15	マツダ	1880		日本鋼管	666		ノーリツ	418
16	石川島播磨重工業	1646		日本ビクター	634		ケンウッド	411
17	富士電機	1584		新日本製鉄	633		東陶機器	411
18	リコー	1429		三菱農機	632		関西日本電気	404
19	カシオ計算機	1422		明電舎	625		豊田自動織機製作所	402
20	アルプス電気	1408		小松製作所	585		クラリオン	400
21	富士通	1363		凸版印刷	572		日立造船	389
	ソニー	1350		富士通ゼネラル	571		スタンレー電気	381
23	日立熱器具	1046	53	富士写真フィルム	555		松下精工	381
	立石電機	1038		テイーデイーケイ	553		三田工業	376
25	神戸製鋼所	999		吉田工業	545		矢崎総業	370
	パイオニア	974		川崎製鉄	542		オリンパス光学工業	360
	島津製作所	938		デーゼル機器	533		日本電子機器	360
	ダイハツ工業	924	58	住友電気工業	525		日本電信電話	359
29	鈴木自動車工業	882	59	東京電気	520		トキコ	352
30	日本電気ホームエレクトロニクス	834	60	アイシン精機	511	90	エヌオーケー	351

## 第6図

順位	出願人	出願件数	順位	出願人	出願件数		出願人	出願件数
91	神鋼電機	339		山武ハネウエル	238	151	竹中工務店	181
92	住友金属工業	338		タチエス	236		日本自動車エンジニアリング	181
93	イナックス	337	123	日立プラント建設	235		ウシオ電機	179
94	豐田合成	337	124	セイコー電子工業	227		東京瓦斯	179
95	シチズン時計	333	125	愛三工業	226		安川電機製作所	179
96	ヤマハ	333		コニカ	225		日本電子	176
97	鳥取三洋電機	331		日本建鉄	225		鹿島建設	175
98	日立工機	329		豊田工機	224		三協精機製作所	175
99	京セラ	323		アルパイン	223		日本電装	175
100	三井造船	319		日本軽金属	223		東芝機械	173
101	カヤバ工業	314		関東自動車工業	216		アイジー技術研究所	171
102	タカラ	313		東レ	214		横尾製作所	170
103	日立エレベーターサービス	312		アマダ	213		日本エヤーブレーキ	169
104	日立電機	311		小糸製作所	208		パブコック日立	167
105	日立建機	307		富士通テン	208		日本板硝子	162
106	東北金属工業	304		ミノルタカメラ	206		リズム時計工業	161
107	関東精器	303		大阪瓦斯	204		アイダエンジニアリング	160
108	カシオ電子工業	295		トヨタ車体	200		不二サッシ	160
109	三菱電線工業	295		三菱レイヨン	197		富士電気化学	160
110	旭化成工業	271		日立金属	196		日立電子	159
	藤倉電線	271		ローム	196		三菱鉛筆	159
112	昭和アルミニウム	261		東芝熱器具	194		日本電気エンジニアリング	154
113	三菱金属	256		タキロン	191	173	日本特殊陶業	154
	日本精機	253		日本光学工業	189		九州日立マクセル	151
115	三和シャッター工業	252		富士写真光機	187		ナイルス部品	151
	住友重機械工業	252	146	イーグル工業	185		日信工業	150
117	積水化学工業	252		東洋ラジエーター	185		日立化成工業	150
	新神戸電機	251		リンナイ	185		三菱樹脂	149
119	精工舎	249		日産車体	183		黒井電機	142
	日東電気工業	244	150	オンキョー	182	180	象印マホービン	141

## 第7図

1012 /-L	III ES I	山西山井米村	明五7六	山居	出願件数	加度/六	出願人	出願件数
	出願人	出願件数		出願人 小島プレス工業	115		東京電力	94
	東京重機工業	140			114		マルコン電子	94
	油谷重工	140		神崎高級工機製作所			小松フォークリフト	93
	村田機械	139		ダイワ精工	113	243	小伝フォーラリフト	
	旭硝子	138		アンリツ	112	244	中菱エンジニアリング	93 93
	新日軽	137		フジタ工業	112		三国工業	
	椿本チェイン	137	216	ミツミ電機	112		積水化成品工業	92
	ぺんてる	136		東海ゴム工業	111		タキゲン製造	91
	田村電機製作所	134		小松ゼノア	110		立山アルミニウム工業	91
189	横浜ゴム	133		東洋化学	109		三ツ葉電機製作所	91
190	大井製作所	132		富士機工	109		石川島芝浦機械	90
191	大同特殊鋼	132	221	ブリジストン	109		海上電機	90
	土屋製作所	132	222	ダイフク	108		加藤発条	90
193	東洋製罐	130	223	愛知機械工業	107		クラレ	90
194	西菱エンジニアリング	129		四国製作所	106		積水樹脂	90
	日立マクセル	129	225	日立精工	104		栃木富士産業	90
	鐘紡	128		ミサワホーム	102		日本信号	90
	清水建設	128	227	ヤンマーディーゼル	101		旭光学工業	89
198	新明和工業	128	228	光洋精工	100		在原製作所	89
	日本気化器製作所	127	229	新日本無線	100	259	自動車電機工業	89
	河西工業	126		ニフコ	100	260	マックス	89
	丸山製作所	125	231	三井東圧化学	100	261	エスエムシー	88
	荒川車体工業	123	232	山本製作所	100		東京計器	88
	学習研究社	123	233	リョービ	100	263	富士鉄工所	87
	厚木自動車部品	122		釜屋化学工業	98	264	エスエムケイ	85
	日本硝子	122		日本ブラスト	97	265	葛飾プレス工業所	85
	積水ハウス	120		三ツ星ベルト	96		自動車機器	85
	潤工社	119	237	小金井製作所	95		菱明技研	85
	新潟鉄工所	117		シーケーディ	95		宇部興産	84
	星崎電機	116		ジェコー	95		花王	84
	伊藤喜工作所	115		三井精機工業	95	270	沢藤電機	84

第8図

	出願人	出願件数
271		83
272	日本サーボ	83
	日本発条	83
	豊生ブレーキ工業	83
	東芝オーデイオビデオエンジニアリン	82
	東洋電機製造	82
	島野工業	81
	パロマ工業	81
	タツタ電線	80
	豊臣工業	80
	鐘淵化学工業	79
	津田駒工業	79
	橋本フォーミング工業	79
284	鹿児島日本電気	78
	河合楽器製作所	78
286	共立	78
287	三協アルミニウム工業	78
	リズム自動車部品製造	78
	昭和製作所	. 77
	住友電装	77
	日本精工	77
	日本製泊	77
	具印刃物開発センター	76
	太陽誘電	76
	ダイセル化学工業	76
	東光	76
	星電器製造	76
	ソフィヤ	75
	日立メデイコ	75
300	大林組	74

出願件数が同じ件数の場合,出願人の出願順位は便宜 上五十音順に並べている。尚,第5図乃至第8図にお ける数値自体は,既に,日本特許庁又は社団法人発明 協会が発行した刊行物に開示されている。

この第1番目の表(第4図)により、過去から現在までの出願状況を総合的に把握し、特許法や実用新案法の法律改正の影響や特許庁の行政指導の効果を明確に知ることができる。

具体的には,第1番目の表(第4図)を見ることにより,昭和60年(1985年)頃の上位300社は,昭和30年(1955年)頃は,全出願の占有率は極めて小さく,昭和45年(1970年)改正後即ち,出願公開制度等の導入後の特許・実用新案の出願件数の加速度的な増加により,上位出願人になったことがわかる。

また、法改正の効果も略的確に把握することができる。例えば、昭和45年(1970年)改正により、出願公開制度とともに出願審査請求制度が導入されたが、この制度趣旨として、出願のなかには多くの防衛出願や権利化を欲しない出願があることから真に権利化を欲する出願を出願審査請求を待って実体審査を行うことが挙げられている。しかし、第1番目の表(第4図)においては、昭和45年(1970年)改正が施行された昭和46年(1971年)になり、上位300社の出願が特許も実用新案もともに急増している。逆に、上位300社を除くその他多数の出願人の出願件数が特許も実用新案

年)改正により、上位300社のいわゆる出願大手企業の防衛出願や件数ノルマに追い立てられた出願を強く誘発させたと推定できる。即ち、昭和45年(1970年)改正趣旨における「出願のなかには多くの防衛出願や権利化を欲しない出願がある」というのは、その趣旨というよりも、昭和45年(1970年)改正の結果又はその効果として、「大企業を中心に多くの防衛出願や権利化を欲しない出願を誘発させた」と分析することができる。逆に、上位300社を除くその他多数の出願人の出願件数が特許も実用新案もともに急減していることから、「昭和45年(1970年)改正は、一時的にせよ、上位300社を除くその他多数の出願人即ち中小企業や個人の出願意欲を減退させる効果をもっていた」という分析をすることができる。

また、昭和63年(1988年)から、実用新案登録出願 件数が全体で急減し始めたが、その内容は、主に、上 位 300 社の出願大手企業の実用新案登録出願の直線的 な急減によるもので、これら上位300社の出願大手企 業を除く他の出願人である中小企業や個人の実用新案 登録出願は漸減傾向を保っていることがわかる。これ に伴い, 平成3年(1991年)頃に,上位300社の出願 大手企業の実用新案登録出願件数が、これら上位300 社の出願大手企業を除く他の出願人である中小企業や 個人の実用新案登録出願件数を下回ったことを明確に 読み取ることができる。これにより、昭和63年(1988 年)からの実用新案登録出願件数の急減は、例えば、 昭和51年(1976年)からなされている日本国特許庁の 出願等の適正化施策の抜本的な強化に伴う強力な行政 指導が上位300社の出願大手企業になされた結果であ るという一応の推定をすることができる。

また,平成5年(1993年)実用新案法改正により, 無審査登録主義が導入され,平成6年(1994年)から施 行され,実用新案登録出願の件数が全体で約6万件減 少したが,この急減の具体的内容は,第1番目の表(第 4図)から明らかなように,上位300社のいわゆる大 企業の実用新案登録出願が約25,000件が約0件に急 減及び上位300社を除くその他多数の出願人即ち中小 企業や個人の実用新案登録出願が約50,000件から約 15,000件に急減した結果であると一応推定できる。

> (原稿受領 2003.3.7) (訂正 2004.2.12)